

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日の翌
日とす)

目 次

- ◇規 則 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)
- 鳥取県立鳥取看護専門学校等の一部を改正する規則(医務薬事課)
- ◇告 示 字の区域の変更(市町村振興課)
- 字の区域の変更等()
- 県営土地改良事業計画の決定(三件)(農村整備課)
- 土地改良法による換地処分(二件)()
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての
適否の決定(水産課)
- 海岸保全区域の指定の一部改正(港湾課)
- ◇選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

公布された規則のあらまし

◇ 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 一 訪問看護事業者が、更生医療を担当する医療機関として指定を受けようとする際の申請書の様式を定めることとした。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇ 鳥取県立鳥取看護専門学校等の一部を改正する規則

- 一 県立鳥取看護専門学校、県立倉吉総合看護専門学校及び県立歯科衛生専門学校の課程の区分を明示することとした。
- 二 卒業証書の様式について所要の整備をすることとした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次の

ように改正する。

第九条第二項中「第十三条の第三第二項」を「第十三条の第三第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第一項の次に次の一項を加える。

2 省令第十三条の第三第二項に規定する申請書は、医療機関指定申請書（訪問看護事業者）（様式第七号の二）によるものとする。

様式第七号の次に次の二様式を加える。

様式第七号の2（第9条関係）

医療機関指定申請書（訪問看護事業者）

職 氏 名 殿

更生医療を担当する医療機関の指定を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第十三条の3第2項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

訪問看護事業者

住 所

名 称 及 び

代 表 者 の 氏 名

印

訪問看護事業者 (健保・老人)	名 称	
	主たる事務所の所在地	
訪 問 看 護	名 称	
	所 在 地	
ス テ ー ジ ョ ン	職 員 の 定 数	別紙のとおり

(注) 「(健保・老人)」については、訪問看護事業者としての指定が健康保険法に基づきものであるときは健保に、老人保健法に基づきものであるときは老人に○を付けること。ただし、両者の指定を受けているときは、記入しないこと。

別 紙

訪問看護ステーションにおいて訪問看護を行う職員の定数

職 種	定 数

(注) 職員の定数は、保健婦、看護婦、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

様式第八号中「第13条の3第2項」を「第13条の3第3項」に改める。

様式第十一号中「又は薬事法」を「、薬事法、健康保険法又は老人保健法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「学科」を「課程」学科」に改める。

第二条中「学校の」の下に「課程、」を加え、同条の表中

課程	学 科
専門課程	看護学科

に改める。

様式第一号中「の正規」を「専門課程看護学科」に、「修めた」を「修了した」に、「証する」を「証し、専門士と称することを認める」に改める。

学 科
看護学科

を

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「学科」を「課程、学科」に改める。
第二条中「学校の」の下に「課程、」を加え、同条の表中

学 科	第一看護学科
	第二看護学科
	保健助産学科

を

学 科	課程	看護学科
		第二看護学科
		保健助産学科
専門課程		

に改める。

様式第一号中「鳥取県立倉吉総合看護専門学校」の下に「専門課程」を加え、「修めた」を「修了した」に、「証する」を「証し、専門士と称することを認める」に改める。

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第三条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「学校の」を「課程、学科、」に改める。

第二章の章名中「定員」を「課程、学科、定員」に改める。

第二条中「学校の」の下に「課程、学科、」を加え、同条の表中

定 員
総定員 七十一人
学年定員 三十六人

を

課 程	学 科	定 員
専門課程	歯科衛生士学科	学年定員 三十六人

に

改める。

様式第一号中「鳥取県立歯科衛生専門学校」の下に「専門課程歯科衛生士学科」を加え、「証する」を「証し、専門士と称することを認める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第二四工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業一ノ段地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業五本松地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業霞地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二一四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取西部農業協同組合が行う土地改良事業に係る上道中野地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条の二第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十条の二第二項及び第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
東加入区	漁業災害補償法第四十条第一号に掲げる漁業
田後加入区	
網代加入区	
赤碕加入区	沖合底びき網漁業
賀露加入区	
東加入区	小型いか釣漁業及び小型定置漁業

鳥取県告示第百三十号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中鳥取県鳥取沿岸赤碕港海岸八橋地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸赤碕港海岸八幡地区海岸	基点	東伯郡東伯町大字八橋字茅町五一八番一地内の標柱
基点一	基点一から三五四度〇〇分〇〇秒二〇二・〇〇メートルの点	
基点二	基点二から二六六度〇〇分〇〇秒二七八・五〇メートルの点	
基点三	基点三から一八三度二五分〇〇秒一九二・五〇メートルの点	
基点四	基点四から二〇一度五分〇〇秒一二・〇〇メートルの点	
基点五	基点五から一一一度〇〇分〇〇秒一八・〇〇メートルの点	
基点六	基点六から七〇度三〇分〇〇秒六四・〇〇メートルの点	
基点七	基点七から八七度二〇分〇〇秒一七五・五〇メートルの点	
基点八	基点八から一〇一度三〇分〇〇秒六七・五〇メートルの点	
基点九	基点九から一〇一度三〇分〇〇秒六七・五〇メートルの点	
基点十	基点十に同じ	

- 基点一 東伯郡東伯町大字八橋字仲町北側一四七〇番一地先の標柱
- 基点二 基点一から三度一〇分〇〇秒二〇〇・五〇メートルの点
- 基点三 基点二から二七度四〇分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの点
- 基点四 基点三から二八度四五分〇〇秒二七七・〇〇メートルの点
- 基点五 基点四から一九五度三分〇〇秒二〇九・〇〇メートルの点
- 基点六 基点五から一〇九度三分〇〇秒五・五〇メートルの点
- 基点七 基点六から四五度〇〇分〇〇秒三八・〇〇メートルの点
- 基点八 基点七から一〇四度〇〇分〇〇秒二三・〇〇メートルの点
- 基点九 基点八から一五度一〇分〇〇秒三五・〇〇メートルの点
- 基点十 基点九から一三五度〇〇分〇〇秒三一・五〇メートルの点
- 基点十一 基点十から九九度二〇分〇〇秒三九・五〇メートルの点
- 基点十二 基点十一から六〇度三〇分〇〇秒三二・五〇メートルの点
- 基点十三 基点十二から八三度一五分〇〇秒三五・五〇メートルの点
- 基点十四 基点十三から一〇〇度一五分〇〇秒四八・〇〇メートルの点
- 基点十五 基点十四から一〇三度四分〇〇秒八三・〇〇メートルの点
- 基点十六 基点十五から一〇五度二〇分〇〇秒七二・〇〇メートルの点
- 基点十七 基点十六から一六四度〇〇分〇〇秒四・〇〇メートルの点
- 基点十八 基点一に同じ

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことができる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

二の表ケアハウス幸朋苑の項の次に次のように加える。

岩井あすなろ
岩美郡岩美町大字治一〇三四

二の表鳥取県立母来寮の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム 三朝温泉 三喜苑
東伯郡三朝町大字横手三九六

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年二月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	プラボー七福神	株式会社平和
〃	名人殿	〃
〃	スーパーマジック	フルホン工業株式会社

〃	百姓一揆3	〃
〃	忍者影丸	〃
〃	CRパフォーマーシート2	〃
〃	マジカルパニック7	株式会社三洋物産
〃	CRわくわくセブン2	〃
〃	わくわくセブン3	〃
〃	メルヘン2	〃
〃	チキータ	株式会社ニューギン
〃	CRチェリーガール	〃
〃	CRジョーカー2A	〃
〃	エキサイトトレディールC	〃
田圃式遊技機	ハリケーン	ユニバーサル販売株式会社

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】